

令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業 捕獲業務(比良山系)
特記仕様書

1. 目的

ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息数の増加や生息範囲の拡大に伴い、農林業被害に対しては有害捕獲が進められているが、一方で高標高域や奥山においては、捕獲条件が厳しく困難なため、シカの滞留を招き、利用頻度および利用量（利用強度）が増大し、植生への影響が顕在化している。当該地は高標高域にあり、アクセス困難な捕獲困難地であることから、当事業では滋賀県（比良山系蓬莱山山頂周辺地域）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）に基づいて、シカの捕獲、排除を実施し利用強度の低下を図る。

2. 実施場所

比良山系蓬莱山山頂周辺

3. 業務期間

契約締結の日から令和6年12月16日まで

4. 業務内容

当業務は、本特記仕様書のほか、別に定める「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」および実施計画に基づき行うものとする（共通仕様書との差異がある場合は、本書を優先する）。

(1) 捕獲をする鳥獣の種類

シカ

(2) 捕獲をする方法

わな猟（くくりわな） ※銃は、止めさしのみ使用を認める

(3) 捕獲設定数量

次の①および②を事業の捕獲設定数量とし、いずれかの数量を達成しない場合は契約額の変更を行うものとする。また捕獲数が15頭を超える場合、設計変更の対象とするが、予算に限りがあるため監督職員と事前に協議すること。

① シカを15頭捕獲

② わな猟の見回りを5人（捕獲員3人、安全管理者2人）以上編成で18回以上（1回あたり概ね15基を見回る）実施すること。

なお、捕獲員および安全管理者は、鳥獣捕獲等事業の認定に係る捕獲従事者名簿に記載されている者に限る。

(4) 業務計画書の作成

契約締結後直ちに委託者との打合せを実施し、速やかに事前調査を開始すること。

受託者は、業務着手前に業務委託契約および当仕様書に基づいて業務計画書を発注者に提出すること。この場合、業務計画書（第2-1号様式）には別に規定するものを除いて次の事項について記載すること。

- ・業務工程表（第2-2号様式）
- ・捕獲の実施方法（第2-3号様式）
- ・業務実施体制表（任意様式）
- ・捕獲従事者名簿（第2-4号様式）
- ・安全対策について（任意様式）
- ・緊急時の連絡態勢および対応について（任意様式）
- ・その他実包管理一覧表等必要事項（銃を活用しない場合は、不要）（第2-5号様式）

（5）許可関係

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証を申請し、従事者証の交付を受ける。なお、捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に、従事者証を返納すること。ただし、契約が解除された場合は、速やかに従事者証を返納すること。

（6）錯誤捕獲

シカ以外の動物が捕獲された場合は、速やかに放獣等すること（ただし、イノシシ等の有害鳥獣の場合は、監督職員と協議の上、必要に応じて適切に処理すること）。ツキノワグマ・ニホンカモシカが誤って捕獲された場合は、監督職員と協議し適切に対応すること。

（7）捕獲実施区域

捕獲実施区域は、別添で定める区域内とする。

なお、天候等状況により実施が困難な場合は、監督職員と協議すること。

（8）捕獲

- ・シカの捕獲方法については、くくりわな30基を設置すること。
- ・わな設置位置や捕獲位置については発注者に報告すること（報告に当たっては第6号様式を活用し、位置を記載した図面やGPS機能付きカメラで撮影した位置情報付き写真データを監督職員に提出すること）。
- ・受託者の負担で設置台数を増加することは妨げないが、設計変更の対象としない。
- ・誘引餌としてハイキューブを活用すること。

- ・ 止めさし時のみ銃の使用を認めるが、使用する場合は非鉛弾を使用すること。

(9) 見回り

- ・ わな稼働時は、原則、毎日見回りを行うこと。
- ・ 観光客等の安全面を考慮し、夕方から日の入りまでに 1 回、日の出からびわ湖バレイの営業開始までに 1 回ずつ見回りを行うこと。
- ・ 見回り 2 回を 1 日と換算し、計 18 回 (9 日) 以上行うこと。なお、1 回あたり概ね 15 基のわなを見回るものとする。

(10) 捕獲個体の計測等

- ・ 捕獲個体は、個体群特性の把握に活用するため、次の計測等を行う。
 - ① 体重、全長、肩高長等、幼獣の場合は「前足付け根～尻間長」等を捕獲個体整理票 (第 7 号様式) に記録すること。
 - ② 切歯 (下あご前歯 左右各 1 本) および尻尾を採取し、提出すること。
- ・ 捕獲個体は、前記に規定する計測等を行った後は、と体・残滓を山野に放置することなく埋設するなど、法令等に従って適正に処理すること。
- ・ 個別に埋設する場合は 10 頭に 1 頭の割合で、埋設前・埋設後の写真を撮影し記録すること。
- ・ 野生動物による掘り返しや地下水等に影響がないよう周辺環境に配慮すること。

(11) 各種書類の作成 (作業記録簿 (日報)、捕獲個体整理票および他書類)

- ・ 捕獲等の作業を行った場合は、作業記録簿 (日報) (第 4 号様式) および業務実施状況報告書 (第 5 号様式) を作成すること。

なお、任意の様式を使用する場合は、監督職員と協議すること。

- ・ 捕獲した場合は、不正な 2 次利用防止の観点から捕獲個体整理票 (第 7 号様式) を作成するとともに、尻尾を切り取った上、上記切歯および捕獲個体の記録写真とともに、提出すること。

記録写真は、以下の①および②の方法で撮影した写真を 1 枚ずつ添付すること。

- ① 全景写真 (捕獲個体のアップ写真) : 捕獲個体の頭を右向けにして寝させ、右腹にスプレー等で番号 (青色以外) を記入し、頭と胴体の全身が写るように撮影すること。また、尻尾を切断してから、切り取った尻尾と一緒に日付を入れて撮影すること。
- ② 捕獲個体と捕獲者が写った写真 : 頭を右にして寝かせ、番号を書いた捕獲個体と捕獲者と背景と一緒に写るように日付を入れて撮影すること。捕獲個体番号は「H6 (比良山系・6 年度) - 1」から開始し、番号が重複しないようにすること。

(12) 現場代理人

受託者は、業務における「現場代理人」を定め、委託者に提出すること（第1号様式）。現場代理人は仕様書等に基づき、業務の技術および安全に係る管理および統括を行うこと。

(13) 打合せ

受託者は、委託者の指示する段階において打合せを実施するとともに、作業中においても、委託者と緊密な連絡を取ること。また、その際の記録を業務打合簿に記録し、2部作成して委託者、受託者それぞれが押印した上で、同じものを保管すること。

なお、打合せは、2回程度実施すること。

(14) 安全対策（安全管理・安全教育）について

- ・ 受託者は、当業務実施期間中に人身事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為等を行わないよう、注意を払わなければならない。
- ・ 受託者は、事故の未然防止に係る安全教育を行い、捕獲時に所定の腕章を装着させ、捕獲機材等については必要な表示等を行わなければならない。さらに、安全誘導員、案内看板等を配置し、地元住民および登山者の安全の確保に努めること
- ・ 受託者は、捕獲時に登山等の入山者に対して、必要に応じて周知を行い、苦情等のないよう円滑な業務遂行に努めること。
- ・ 受託者は、必要に応じて捕獲時に委託者（担当職員）の立ち会いを求めること。

(15) 事故防止、その他

- ・ 受託者は、業務実施中の事故、人身事故または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過および事故による被害の内容等を委託者に報告しなければならない。
- ・ ゲレンデ内への車等への乗り入れは行わない。
- ・ 宿泊地および捕獲現場までの移動手段として、びわ湖バレイの施設やロープウェイ等を借りる場合には、施設管理者の承諾を得ること。また、借りるための条件等については順守すること。
- ・ 受託者は、県民等から苦情等を受けた場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。
- ・ 当該地で実施中のセンサーカメラ調査（令和6年度第2号指定管理鳥獣捕獲等

事業調査業務（比良山系）に協力すること。

- ・ 受託者は、鳥獣捕獲事業者向けの業務保険に加入し、その証書の写しを委託者に提出すること。

(16) 成果物

報告書 ファイル製本（A4版） 1部

報告書の電子データを収納した電子媒体（ファイル製本報告書に添付すること）。

成果物の提出は、契約期間内に行うこと。